## 住民税年金特別徴収の例

平成28年度住民税額 36.000円

平成29年度・30年度住民税額 60,000円 の場合

## ▶現在の住民税年金特別徴収方法

	左铅菇	仮徴収			本徴収			
	年税額	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
H28年度	36,000円	10,000円	(四 <b>000,000</b> 円)			(2,000円)(×3回= <b>6,000</b> 円)		

H29年度 60,000円 (2,000円)(×3回=6,000円) (18,000円) (×3回=**54,000**円)

- 29年度仮徴収額 4・6・8月分
- ⇒ 28年度2月分と同じ金額
- 29年度本徴収額 10·12·2月分 【年税額(60,000円)
  - -仮徴収額計(6,000円)】÷3回=18,000円

H30年度 60,000円 (18,000円 (×3回=54,000円) 2,000円 (×3回=**6,000**円)

- ■30年度仮徴収額4・6・8月分
- →29年度2月分と同じ金額
- 30年度本徴収額 10·12·2月分
- 【年税額(60,000円)

-仮徴収額計(54,000円)】÷3回=**2,000円** 



仮徴収と本徴収の間で徴収額が不均衡になり平準化されません。 (仮徴収、本徴収で金額の差が大きく、年によって交互に繰り返されます)

※それでは、上記を参考に31年度の仮徴収と本徴収の金額を空欄に入れてみてください。

<b>月月 旦茶 1</b>	年税額	仮徴収			本徴収		
問題1		4月	6月	8月	10月	12月	2月
H31年度	60,000円	①	@	3	4	<b>⑤</b>	6

円000,81 @~④ ,円000,2 ⑥~①: 文容

## ▶平成29年4月以降住民税年金特別徴収方法

	年税額	仮徴収			本徴収		
		4月	6月	8月	10月	12月	2月
H28年度	36,000円	10,000円 (×3回= <b>30,000</b> 円)		2,000円 (×3回= <b>6,000</b> 円)			

H29年度 | 60,000円 | 6,000円 (×3回=18,000円) | 14,000円 (×3回=42,000円)

- 29年度仮徴収額 4·6·8月分
  - 【28年度年税額(36,000円)】÷2回(仮徴収·本徴収)÷3回(仮徴収回数)=6,000円
- 29年度本徴収額 10·12·2月分 【年税額(60,000円)-仮徴収額計(18,000)】÷3回(本徴収回数)=14,000円

H30年度 | 60,000円 | 10,000円 (×3回=30,000円) | 10,000円 (×3回=30,000円)

- 30年度仮徴収額 4·6·8月分
  - 【29年度年税額(60,000)】÷2回(仮徴収·本徴収)÷3回(仮徴収回数)=10,000円
- 30年度本徴収額 10·12·2月分 【年税額(60,000)-仮徴収額計(30,000)】÷3回(本徴収回数)=10,000円



年税額が2年連続同じ場合は、徴収額が平準化されます。 (1年間で徴収額が均等化され、1回に徴収される額が同じになります)

※それでは、上記を参考に31年度の仮徴収と本徴収の金額を空欄に入れてみてください。

問題2	年税額	仮徴収			本徴収		
可起		4月	6月	8月	10月	12月	2月
H31年度	60,000円	①	@	3	4	<b>⑤</b>	6

円000,01 ②~①: 文容

でお知らせします。 1税天引 月分から変更になり 金特別徴収 0 方法が今年 金 か ます 75の Ó  $\dot{O}$ 住

制改正に

により

次

0

とお

め、 ※これにより新たな税負担は生じません 収額が一 徴収方法が改められました。 となってし まう

変更内容 これまで、 仮徴 収 本徴 収

財務課税務係

☎ 68-7002 (係直

お問い 合わせ